



Asia Legal Update

2025 年

第 4 四半期 (10-12 月)

インドネシア	2
マレーシア	3
ミャンマー	4
フィリピン	5
シンガポール	6
ベトナム	7
カンボジア	8
インド	9
バングラデシュ	10
パキスタン	11
ネパール	12
エジプト	13
サウジアラビア	14
中国	15
台湾	16
日本	17



インドネシア 執筆者: ジェン・エリザベス・ドノウ、ハンス・アディプトラ・クルニアワン

1. 確認手続き、実質的所有者及び年次報告に関する最近の法務大臣令

2025年12月17日、2025年法務大臣規則第49号(「**新規則**」)が発令、施行されました。新規則のうち、企業統治に直接的に影響があり、企業による即時の対応が求められる主な点は次のとおりです。

1. 定款及び会社情報の変更についての検証期間の延長

定款及び会社データの変更手続きの処理には、今後、(具体的な期間は予測困難であるものの)より長期間を要することが見込まれ、合併等の企業活動の効力発生日を特定の日付に設定している企業は、留意が必要です。新規則では、会社情報又は定款の変更に関連する提出書類の審査のため最大14営業日の新たな評価期間が導入されます。書類が不完全であると判断された場合、評価期間はさらに7暦日延長される可能性があります。

また、2025年10月下旬以降、実質的な検証手続きも導入されていました。これは、既存株主に対し、(i)株式譲渡後の株主構成、(ii)取締役会又は監査役会(コミサリス会)の構成、及び(iii)株主名に関する提出された情報について、システムを通じて事前に検証及び確認することを求めるものです。株主は、法務省が発行する直接検証リンクを受領してから7日以内に検証要求に応答する必要があります。この検証は、定款変更の承認審査が開始されるための前提条件となります。新規則で導入された新たな検証スケジュールを踏まえると、この実質的な検証手続きが引き続き実施されるかどうかは今後の動向次第となります。

2. 実質的所有者の開示義務の強化

新会社の設立に際しては、今後は、実質的所有者を確認する取締役会による正式な声明書で指定された実質的所有者からの承認書又は承諾書などのより厳格な実質的所有者に関する書類提出が求められるようになります。

3. 年次報告義務の拡大

各社は、今後、年次報告書について会計年度終了後6か月以内に株主の承認を得、かつ当該年次報告書を公正証書として作成する必要があります。承認後、各社は、公正証書作成日から30日以内に、包括的な年次報告書を(SABH経由で)法務省に提出する必要があります。この拡大された年次報告義務に基づく書類の提出を怠ると、行政処分(書面による警告を含みます)が科せられ、深刻なものではシステムへのアクセスが遮断される可能性もあります。このアクセス遮断により、各社は重要な企業活動を実施できなくなり、業務に支障をきたすおそれがあります。

2. ビザ(査証)の分類

新たに発令された入国管理・矯正大臣令により、ビザ区分が133区分から110区分へと簡素化され、既存のビザ分類内に新しい区分が導入されます。

2025年のビザ分類では、運用の柔軟性が拡大し、1回の訪問で複数の活動に従事できるほか、投資家ビザ(E28ビザ)の内容が変更され、従来のE28ビザでは禁止されていた、インドネシアでのビジネス関連の契約について協議・交渉・署名をしたり、さらに投資や就業による報酬を受領したりすることが可能となります。

雇用主、外国人、スポンサーをはじめとする関連する利害関係者としては、インドネシアでの外国人の活動・目的に最適なビザ分類を慎重に検討・選択し、入国審査時の問題や、滞在中に入国管理局による審査・調査を受けるリスクを最小限に抑えることが重要です。

マレーシア 執筆者: ワンメイ・リョン、ワンイー・リム

1. 従業員社会保障改正法案

2025年12月18日、マレーシア議会は従業員社会保障改正法案 2025(「SOCSO 法案」)を可決し、1969年従業員社会保障法の改正を予定しています。SOCSO 法案は現在、王室の承認と官報掲載を待っている状態です。

SOCSO 法案の主要な改正点は、非業務災害保障制度の導入であり、実質的に従業員に24時間365日の社会保障を提供する点です。「非業務災害」とは、従業員において、業務から生じたものでもなく、また業務の遂行中に発生したものでもない事故によって生じた人身傷害であると定義されています。ただし、非業務災害には、SOCSO 法案第96B条で規定される、以下の災害は含まれません。

- (i) 2017年自営業社会保障法に基づく自営業災害又は2022年の主婦社会保障法に基づく家庭内災害と判断される場合
- (ii) 病気によって引き起こされる災害と判断される場合

SOCSO 法案第44A条の下では、非業務災害保障はマレーシア国外で発生した事故による非業務災害には適用されません。また、同法案第44B条は、以下の場合についても、非業務災害に関する給付を受けられないと規定しています。

- (i) 同法案第93条(虚偽情報の罰則)に基づき処罰される行為に関与している場合
- (ii) 外国人労働者の場合、入国許可や労働許可を不正使用したり、移民法に基づく入国要件に違反したりしている場合

SOCSO 法案の下で、法定拠出枠組みは、非業務災害に対する拠出金も含むように拡大されますが、拡大分の拠出は従業員が行うこととされており、雇用主の拠出金は変わりません。雇用主の拠出金は業務災害及び失業保険にのみ適用されます。この新しい枠組みは3段階で実施され、その間の従業員の負担率は非業務災害保障をサポートするために段階的に引き上げられます。各段階の開始日は人事大臣が決定し、非業務災害に対する拠出率はSOCSO 法案の第三付則¹に記載されています。

2. いじめ防止法案

2025年12月3日、マレーシア議会はいじめ防止法案を可決し、特に教育機関におけるいじめに対処するための法的枠組みを初めて導入しました。この法案は現在王室の承認を待っている状態です。

いじめ防止法案の下で、「いじめ」とは、被害者に対して故意に行われる行為で、繰り返し行われる場合、又は単発でも重大な事件であり、身体的・心理的・社会的な害をもたらすものと定義され、具体的には以下が含まれます。

- (i) 身体的危害
- (ii) 侮辱的、脅迫的、又は屈辱的な言葉遣い
- (iii) 被害者を社会的に孤立させる行為
- (iv) 性別、人種、宗教、障害を理由とした屈辱や差別
- (v) 上記のいずれかを電子的又はデジタル通信を通じて行う行為

いじめ防止法案の中心的な特徴は、いじめ防止裁定機関の設立です。同裁定機関はいじめの苦情を審理することができ、被害者への謝罪声明の発行、いじめに関するコンテンツの削除、被害者が被った損失や損害に対してRM250,000以下の補償又は損害賠償を支払う命令など、複数の命令を出す権限を有します。

また、教育機関に対し、いじめ事件の予防と管理のための委員会を設置・維持し、そのような事案の予防と管理に関する方針、指針、手続きを実施する義務を課しています。

いじめ防止法案はこどものいじめ問題を対象としたものではありませんが、いじめや有害な行為に取り組むマレーシアの広範な取り組みを強調しているため、企業の雇用主は、この動きを、変化する規制や文化的期待に従って、職場の反いじめ・ハラスメント方針を強化するタイムリーな警鐘と捉えることもできます。

¹ https://www.cjlaw.com/files/bills/pdf/2025/MY_FS_BIL_2025_32.pdf

ミャンマー 執筆者²: 中島朋子

1. 最低賃金の追加手当による実質引き上げ

2025年10月14日、最低賃金設定国家委員会は、2025年10月14日付告示2025年第1号(「**本賃金告示**」)を发出しました。

従前は、2018年5月14日付告示2018年2号により、最低賃金は1日8時間労働の労働者に対しMMK 4,800(1時間あたりMMK 600)と定められていましたが、2023年10月9日付告示2023年2号により、1日あたりMMK 1,000の追加手当が導入されました(2023年10月1日から)。その後、2024年8月9日付告示2024年第1号により、MMK 1,000の追加手当が加算され、最低賃金日額は実質MMK 6,800となりました(2024年8月1日から)。

本賃金告示により、2025年10月1日からは、さらに1日あたりMMK 1,000の追加手当の支払が必要となり、最低賃金日額は実質MMK 7,800(基本給MMK 4,800及び追加手当合計MMK 3,000)となりました。

なお、本賃金告示は従業員が10人未満の小規模事業や家族企業には適用されません。

2. 地理的表示登録規則の発行

2025年11月21日、商業省は商標法に基づき、告示2025年第103号により地理的表示(「**GI**」)登録規則(「**GI規則**」)を発行しました。GI規則の目的は、ミャンマーにおけるGI登録の詳細な手続き(申請要件、審査手続き、公示手続き、異議申立て制度等)を定める点にあります。

GI登録申請者は、所定の申請書類(ミャンマー語又は英語)、製品の詳細な説明書、原産地情報及び登録料の支払証明書を提出する必要があります。申請後、要件を満たしていれば申請は公示されることとなり、誰でも異議申立てが可能です。必要な要件を全て満たした場合には、当該GIが登録され、証明書が発行されます。権利の更新や取消はGI規則に従って行う必要があります。

また、GI規則では公式GIロゴの使用、求められるコンプライアンス、違反防止のための執行メカニズム等も規定されています。GI関連製品を扱う事業者は、内容を十分に確認し、コンプライアンス及び権利保護に努める必要があります。

加えて、GI規則により、監督委員会が設置されることとなります。監督委員会は、コンプライアンスの監督、GIの使用管理、年次報告書の登録官への提出等を行います³。

² 本稿作成に際しては、ミャンマーの法律事務所K&A Legal Alliance所属のSaw Nyan Htun弁護士に協力を得ました。

³ 登録官とは、知的財産の登録に関する機能を遂行する部門の局長を意味します(商標法第2条(g))。

フィリピン 執筆者: ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ、ステフィ・サリス

SECによる実質的所有者の登録に関する改正

2018年、証券取引委員会(「SEC」)は、SECメモランダム通達第17号・2018年版(「**2018年SEC通達**」)を発出し、全てのフィリピン法人に対し、企業が汚職、マネーロンダリング、テロ資金供与などの違法目的に悪用されることを防止するため、実質的所有者をSECに開示することを求めました。2018年SEC通達は、日本の登記簿に相当するジェネラル・インフォメーション・シート(「GIS」)の様式を改正し、実質的所有者情報の開示欄を追加しました。GISとは、全てのフィリピン法人(その他の事業体を含む)が毎年SECに提出しなければならない年次報告書であり、基本的な企業情報や取締役、役員、株主の一覧などが含まれています。SECは、2018年SEC通達をその後数年にわたり改正していましたが、2025年12月22日、SECはこれらの従前の通達を廃止し、SECメモランダム通達第15号・2025年版(「**2025年SEC通達**」)を公布しました。同通達は、実質的所有者申告に関する従前の通達を統合し、実質的所有者の開示に関する包括的な規則を定めています。この2025年SEC通達は、2026年1月1日から発効しています。

2025年SEC通達の下では、1人会社、外国法人の支店及び駐在員事務所、上場会社、並びにフィリピンで設立申請を行う法人を含む、SECの監督下にある全ての法人が、実質的所有者の開示義務の対象となります。従前のSEC通達では、実質的所有者とは、報告会社の議決権、議決株式、又は資本の少なくとも25%を直接的又は間接的に保有する自然人を含むものでした。2025年SEC通達では、この基準が20%に引き下げられました。つまり、直接又は間接を問わず、議決権を20%以上保有する全ての実質的所有者はSECに開示しなければならないこととなります。

また、実質的所有者には、20%の議決権を保有しないものの、契約上の支配、取締役選任権、支配的影響力、取締役会の支配、財産管理、上級管理職としての地位、その他の支配メカニズムを通じて、最終的に所有又は支配、若しくは実質的な支配を行う自然人も含まれます(例:報告法人の資産の独占的使用、利益や清算配当の受領など)。このような実質的所有者の分類は従前のSEC通達にも見られましたが、2025年SEC通達では、実質的所有者に該当しない自然人が明確化されました。これには、代理人、名義人、従業員としての職位のみを根拠に支配を行う者、財産執行者、財産管理人、サービス提供者などが含まれます。

2025年SEC通達の効力発生後、新たに登録される法人は、設立時に実質的所有者を開示する必要があります。一方、既存の会社は、その年に提出する次回のGIS(General Information Sheet:一般情報シート)において、実質的所有者を開示し、又はこれまでの開示内容から変更がある場合には、その変更を開示しなければなりません。この提出以降は、実質的所有者に関する申告内容に変更が生じた場合、その変更が効力を生じた時点から7暦日以内に速やかに開示する必要があります。

新しい枠組みである実質的所有者登録簿(Beneficial Ownership Registry)の設置は、法人に対して最終的な所有権や支配権を行使する個人又は法人に関する透明性を確保しようとするSECの取り組みになります。実質的所有者登録簿の設立により、特に多層構造や名義人(ノミニー)を利用した構造が関係する場合でも、規制当局が最終的に企業を所有又は支配する個人を特定しやすくなります。

シンガポール 執筆者: メリッサ・タン、チン・スーシャン

1. 会社法における株主の権利の拡充

財務省(MOF)と会計企業規制庁(ACRA)による ACRA 所管の法律の定期的な見直しの一環として、2025 年 11 月 5 日、会社法・会計法改正法案(「**本改正法案**」)が国会で可決されました。本改正法案は、会社が違法な目的で悪用されることを防止するための規制強化、株主利益の保護、会社に対する規制枠組みの強化、会社の規制負担軽減、並びに公認会計士に対する規制制度の強化を目的としています。本改正法案は、2004 年会計企業規制庁法、2004 年会計士法、1967 年会社法、2018 年倒産・再編・解散法、2005 年有限責任パートナーシップ法、2008 年リミテッド・パートナーシップ法、2018 年変動資本会社法等を含む、複数の法令を改正するものです。現時点では未施行ですが、大半の規定は 2026 年 4 月以降の施行が予定されています。

(1) 選択的な自己株式取得における承認要件の追加

現行制度では、会社が、特定の株主からのみ選択的に株式を取得する方法(証券取引所を通さず、かつ全株主に同一条件で参加機会を与える方式によらない自己株式取得)により自社株式を取得する場合、特別決議(取得対象となる株主を除いた上で、議決権の 75%以上の賛成)による株主の承認が必要とされています。

本改正法案施行後は、こうした自己株式取得について、影響を受ける種類の株式を保有する株主の意見をより重視し、その権利を適切に保護するため、承認手続が以下の二段階となります。

- 第 1 段階(従来どおり)
株式の種類を問わず、取得対象株式の株主を除外した上で、株主全体の 75%以上の賛成による特別決議が必要である。
- 第 2 段階(新設)
上記に加え、特別決議の前提として、当該自己株式取得の対象となる種類の株式を保有する種類株主の 75%以上の同意(取得対象株式の株主を除く)が必要となる。ただし、当該種類株式が全て取得される場合は、この追加同意は不要となる。また、会社は、対象株主から書面で同意を取得すれば足り、別途種類株主総会を開催する必要はない。

(2) 強制取得(スクイーズアウト)における 90%要件の見直し

現行の会社法第 215 条では、公開買付け等に基づくスクイーズアウトにおいて、90%の同意要件を満たしているかを判断する際、買付日後に発行された株式は原則として算入されません(つまり、買付けの開始時点では株主ではなかった者が、その後に株主となった場合、その株式は 90%の同意の要件の計算上考慮されない)。本改正法案ではこれを見直し、買付日以前に発行されていた転換社債やストックオプション等の権利行使により、買付日後に発行された株式についても、強制買付の通知前に実際に権利行使がなされた場合には、90%の同意要件の算定に含めることとされました。これにより、既存の転換権やオプションを保有する株主が不利益を被ることを防ぎ、スクイーズアウトの成立可否を判断する際に、これらの権利が適切に反映される仕組みとなります。

2. 取締役義務違反等に対する制裁の強化

会社法第 157 条は、取締役に対し、職務を遂行するにあたり、誠実に行動し、相当な注意を払う義務(誠実義務、注意義務)を課しています。当該義務に違反した場合、現行法では 5,000 シンガポールドル以下の罰金又は 12 か月以下の禁固が科されています。本改正法案施行後は、罰金の上限が 20,000 シンガポールドルに引き上げられ、裁判所は、罰金及び/又は 12 か月以下の禁固を科することが可能となります。これは、他の主要なコモンロー法域と水準を揃えとともに、違反に対する抑止力を高めるものです。また、年次申告書の未提出(会社法第 197 条)や適切な会計記録や内部会計統制の未整備(会社法第 199 条)等の義務違反についても罰則が強化され、これらの違反については、罰金の上限が 5,000 シンガポールドルから 10,000 シンガポールドルへ引き上げられます。これらの制裁強化は、会社法下において他の取締役と同等の法的義務を負うノミニー取締役も含め、義務に違反した取締役に対してより厳格な結果責任を取らせることを目的としています。

ベトナム 執筆者: ヴ・レ・バン、グエン・ティ・タン・フォン

1. 投資法第 143/2025/QH15 号

改正投資法は 2025 年 12 月 11 日に国会で可決され、一部の条文を除き 2026 年 3 月 1 日から施行されます。この改正投資法は、投資を規律する法的枠組みに大幅な改善を加えています。重要な改正点は以下のとおりです。

- (i) 投資方針承認(「IPA」)の対象となるプロジェクトの範囲が大幅に縮小されました。具体的には、土地のオークションや投資家入札手続きを経ずに産業クラスターの技術インフラを建設するために土地を利用するプロジェクト、採掘権が競売にかけられた又は緊急需要に応じる鉱物採掘、地質・鉱物に関する法律に基づいて実施されるその他のプロジェクト又は建設工事及び政府が指定するその他のプロジェクトは IPA の対象外となります。
- (ii) 特別投資手続きの対象となるプロジェクトは拡大されています。この手続きでは、IPA や技術、環境、計画、建設、火災予防、消防関連の承認などが免除されます。特に、政府が後日指定する IPA 対象の特別プロジェクトを除き、投資家は投資セクターにかかわらず、工業団地、輸出加工区、ハイテクゾーン、集中デジタル技術区、自由貿易区、国際金融センター、経済区内の機能区における投資プロジェクトに対して特別投資手続きを適用する権利を有します。
- (iii) 条件付きビジネスラインのリストが更新されています。例えば、電子商取引活動は、仲介型電子商取引プラットフォームの運営・管理、電子商取引活動に従事するソーシャルネットワーク、統合型電子商取引プラットフォーム、商業活動における電子契約認証などを含むように追記され、モバイルマネージャーサービスも新たに追加されました。一方で、税務手続きサービス、通関サービス、労働者派遣など、いくつかの旧条件付きビジネスが除外されています。
- (iv) これまでは、外国投資家はベトナムで法人を設立する前に、投資登録証明書を通じて認可された投資プロジェクトを保有する必要がありましたが、改正投資法のもとでは、外国投資家は、認可された投資プロジェクトがなくても、設立時に市場参入条件を満たす限り、ベトナムで法人を設立できます。
- (v) 国会及び首相による海外投資プロジェクトに関する IPA は廃止されます。代わりに、財務省が許可証を発行し、特別な場合にのみ、首相の事前承認を求めることとなります。

2. サイバーセキュリティ法第 116/2025/QH15 号

サイバーセキュリティ法は 2025 年 12 月 10 日に国会で可決され、2026 年 7 月 1 日から施行されます。この法律は、2018 年サイバーセキュリティ法及び 2015 年サイバー情報安全法に代わるものであり、サイバーセキュリティ及びサイバー情報安全に関する問題を一つの法律の下で包括的に規制することを目的とするもので、重要な点は以下のとおりです。

- (i) サイバーセキュリティ法の適用範囲は、ベトナム国内の組織に加え、サイバーセキュリティ保護やサイバーセキュリティ関連製品・サービスの取引に直接関与する又は関連する海外の機関、組織、個人にも拡大されます。
- (ii) ベトナムで通信ネットワーク、インターネット、付加価値サービスを提供する国内外の企業には、以下の義務が課されます。
 - (a) デジタルアカウント登録時のユーザー情報を確認すること
 - (b) 公安省の専門サイバーセキュリティ機関から要請を受けた場合、24 時間以内(緊急時は 3 時間以内)にユーザー情報を提供すること
 - (c) 同機関から要請を受けた場合、サイバーセキュリティ法に違反する情報共有の防止、情報削除、サービスやアプリケーションの削除を 24 時間以内(緊急時は 6 時間以内)に行うこと
 - (d) ベトナム国内で、個人データ、サービス利用者が作成したデータ、その他関連データを一定期間保存すること
- (iii) 企業は、サイバーセキュリティ製品を取引したり、サイバーセキュリティサービスを提供したりする前に、必ずライセンスを取得しなければなりません。許可証の付与に関する詳細な手続きは政府が定めます。
- (iv) サイバーセキュリティ法は以下の制度を維持します。
 - (a) サイバーセキュリティリスクレベルに基づく情報システムの 5 段階分類制度。これは、必要な保護水準及び規制上の監督レベルを決定する基礎となるものです。
 - (b) 首相が発表する国家安全保障に関する重要情報システム。これは、政治、国防、安全保障、外交、経済、社会において戦略的な役割を有し、情報漏洩や侵害が生じた場合には国家安全保障や社会秩序に重大な悪影響を及ぼす情報システムを識別するためのものです。

カンボジア 執筆者: 今泉勇

1. 再生可能エネルギーを最優先投資分野に格上げ

カンボジア政府は、政令(Sub-Decree)第 161 号(2025 年 8 月)により、再生可能エネルギーによる発電事業を、投資法上のグループ 2(中程度技術分野)からグループ 1(優先分野)へ再分類しました。この変更により、法人税の免税期間及び前払税の免除期間が 6 年から 9 年に延長され、同期間について加速償却も適用されることとなり、再生可能エネルギー分野への投資の魅力が大きく高まっています。本措置は、カンボジアが持続可能な開発に強くコミットしていることを示すものであり、グリーンエネルギー分野への投資優遇を拡充している ASEAN 諸国の中でも、競争力のある立場を確立するものと評価できます。グループ 2 に分類される他の分野と比較しても、再生可能エネルギー分野は、最も手厚い財政上の優遇措置を享受することとなりました。

投資優遇措置の比較:

インセンティブの内容	グループ 2	グループ 1
i. オプション 1 : 法人税免税 + 前払税免除	6 年	9 年
ii. オプション 2 : 200%加速償却控除 + 前払税免除	6 年	9 年

2. 競争法及び企業結合規制

カンボジアの競争法制は、2021 年の競争法制定以降、大きく発展しており、企業結合(M&A)やその他の反競争的行為に対する規制及び監督が強化されています。

企業結合の届出義務

政令(Sub-Decree)第 60 号(2023 年 3 月)及びその後の関連規則により、合併・買収(「企業結合」)については、所定の財務基準のいずれかに該当する場合、カンボジア競争委員会(CCC)への事前届出が義務付けられています。この場合、当事者は、事前裁定証明書(ARC)の取得を申請することも可能です。なお、各財務基準の 50%にのみ達する取引であっても、取引完了後の届出が必要とされている点には注意が必要です。届出基準額は業種によって異なり、一般的な企業結合については、概ね、総資産 : 約 8,400 万米ドル、売上高 : 約 6,700 万米ドル、取引価額 : 約 1,000 万米ドルのいずれかひとつを満たす場合という基準であり、また銀行業及び保険業についてはより高い基準が設定されています。届出義務に違反した場合、売上高の 3%から 10%の制裁金が科される可能性があり、重大な場合には営業許可の停止又は取消しに至ることもあります。これらの規制は、カンボジア市場の競争に影響を及ぼす限り、国内取引のみならず国外取引にも適用されるため、クロスボーダーM&A においては、早期のコンプライアンス対応が不可欠です。

反競争的協定及び行為の調査

省令(Prakas)第 226 号(2022 年)は、反競争的行為の調査手続について詳細に定めています。CCC は、消費者保護・競争・不正抑止総局(CCF-DG)の支援を受け、申立てに基づくほか、職権によっても調査を開始することができます。調査対象となる事業者には、自己の主張を行い、防御及び不服申立てを行う権利が認められていますが、調査への非協力や妨害は刑事犯罪とされているため、全面的な協力が求められます。調査官には、書類の提出要請、出頭命令、立入検査(本人の同意又は裁判所の令状に基づくもの)を含む、広範な権限が付与されていますが、調査官は守秘義務を負っています。また、経済的損害の防止や公益の保護を目的として、暫定措置が命じられる場合もあります。制裁としては、非遵守の場合には警告、罰金のほか、刑事責任が問われる可能性もあります。企業としては、社内監査の実施、従業員に対するコンプライアンス教育、立入検査への備えを含む体制整備を行うことが望まれます。

インド 執筆者: 鈴木多恵子

1. 輸出取引の代金回収等期限の延長

2025年11月14日付で、インド準備銀行は、「2025年外国為替管理(物品・役務輸出)規則(第二次改正)」通達を発行し、2015年外国為替管理(物品・役務輸出)規則を改正し、インドからの輸出について、概要以下の運用緩和がなされました。

- (i) 輸出代金の回収: 輸出代金回収の期限が、従前の9か月から15か月(輸出日起算)に延長されました。
- (ii) 前払いに対する出荷: 海外買主が前払いした商品出荷期限は、別途の契約合意のない限り、1年から3年(前払受領日起算)に延長されました。

2. デジタル個人データ保護規則 2025

2025年11月13日、インド電子情報技術省は、2023年デジタル個人データ保護法に基づく2025年デジタル個人データ保護規則(「DPDP 規則」)通達を発行しました。DPDP 規則には通知要件、データ保存、越境移転、同意管理者登録など個人データの処理に関する規定が含まれ、2025年11月13日から3段階で施行されます。その第一段階として、インドデータ保護委員会が設立されました。

3. 労働法の施行

2025年11月21日、インド労働雇用省は、(i) 賃金法、(ii) 労使関係法、(iii) 労働安全衛生法、(iv) 社会保障法の施行を通達しました。賃金、労使関係、社会保障、労働安全、福祉、労働条件に関する29の労働法の規定を統合し、コンプライアンス対応の合理化を目的としています。

バングラデシュ 執筆者: 鈴木多恵子、アレックス・コーシー

1. 労働法改正

2025年11月17日、2025年バングラデシュ労働(改正)条例が公布されました⁴。本条例は、労働者保護の拡大と遵守義務の強化を目的とし、主な改正点は以下のとおりです。

- (i) 差別禁止: 従前、職場での差別に対する保護は、主に性別や障害に基づくものに限定されていました。本条例はこの範囲を拡大し、人種、肌の色、性自認、政治的意見、社会的出自に基づく差別など、労働者に対する直接的及び間接的な差別を明示的に禁止しました。
- (ii) 解決委員会設置義務化: 本条例は、差別、暴力、嫌がらせに関する労働者の申立ての解決に、雇用主が5名の委員で構成する委員会の設置を義務付けました。委員のうち2名は外部から、女性が過半数を占め、女性が委員長を務めることとされています。
- (iii) 労働組合結成基準: 従前、労働組合登録には事業所の労働者の20%と産業グループの労働者の30%以上の同意が必要でした。本条例は事業所の労働者数に応じた基準を導入し、従業員20名から組合を結成できるようになります。
- (iv) Provident Fund 設立義務化: 100人以上の正規労働者を雇用する全ての事業所に設置が義務付けられました。
- (v) 家事労働者とデジタルプラットフォームに従事する労働者も法令適用対象となります。

2. 商事裁判所の設置

2026年1月1日、商事関連裁判の迅速化を目的とする2025年商事裁判所条例が公布されました⁵。本条例は、新たに商業紛争を定義して商事裁判所を設置し、商業紛争の経験を持つ者が裁判官として任命されます。Trial 審理や証言によらず、書証に基づいて判決を下す選択肢など、審理を迅速化のための制度も導入されました。

3. 新しいデータ保護体制

2025年11月6日、2025年個人情報保護条例⁶、2025年国家情報ガバナンス条例⁷が公布され、個人情報の処理について個人の同意要件が規定され、同法の管轄執行機関が設置されることになりました。

⁴ 条例の官報のコピーは https://www.dpp.gov.bd/upload_file/gazettes/59278_24645.pdf より閲覧可能です。

⁵ 条例の官報のコピーは https://www.dpp.gov.bd/upload_file/gazettes/59684_19327.pdf より閲覧可能です。

⁶ 条例の官報のコピーは https://www.dpp.gov.bd/upload_file/gazettes/59177_96371.pdf より閲覧可能です。

⁷ 条例の官報のコピーは https://www.dpp.gov.bd/upload_file/gazettes/59175_14267.pdf より閲覧可能です。

パキスタン 執筆者⁸：鈴木多恵子

1. パキスタン証券取引所ルールブックの改正

2025年10月21日、パキスタン証券取引所は、パキスタン証券取引委員会の承認を得て、パキスタン証券取引所ルールブックの改正を通知しました。この改正は、市場の透明性の向上や取引規律の強化を目的としています。主な変更点は、以下のとおりです。

- (i) 上場企業は、年次株主総会又は年次レビュー会議の開催後 30 日以内に、上程された年次財務諸表に基づく企業説明会を開催しなければならない。
- (ii) 説明会には CEO 又は CFO が出席し、複数年度の財務比較、収益の要因、重要な差異、セグメント別業績、事業リスク等を説明し、投資家からの質問に応答する必要がある。
- (iii) 事前の告知とプレゼンテーション資料の公開が義務付けられ、投資家からの質問を先ず受け付ける必要がある。
- (iv) 2027年7月1日以降に開催された説明会の書面記録は3年間保存する必要がある。

2. ノンバンク金融会社に関する規則の改正

2025年11月11日、パキスタン証券取引委員会は、ノンバンク金融会社及び通知対象事業体規則(2008年)を改正しました。本改正は、特にデジタルレンダー、フィンテック系ノンバンク金融会社及びピアツーピア(「P2P」)レンディングプラットフォーム向けの規制枠組みの近代化を目的としています。

本改正により、P2P レンディングプラットフォームに対してより厳格な規制が適用されます。主に借り手の保護が強化され、これにはより広範な情報開示、リスク警告、価格設定とデフォルトリスクの標準化、資金の分別管理、苦情処理体制及びデータ保護の強化が含まれます。また、P2P で発生したローンの証券化が条件付きで認められ、定められたエクスポージャー制限の範囲内で実施可能となります。

⁸ 本稿作成に際しては、パキスタンの法律事務所 Kabraji & Talibuddin 所属の Roja Ahuja 弁護士に協力を得ました。

ネパール 執筆者: 鈴木多恵子⁹

炭素取引規則の施行

2025年12月9日、ネパールの炭素取引をパリ協定第6条と国際的な炭素取引市場に合致させるべく、2076年(西暦2019年)環境保護法に基づく2082年(西暦2025年)炭素取引規則が通達されました。本規則は、民間団体がネパール政府を通じて炭素取引を行うことを認め、再生可能エネルギー発電等のプロジェクトで創出される炭素クレジットの登録や取引手続を可能にしました。炭素クレジットを記録し追跡するための国家炭素登録簿も設置されます。

⁹ 本稿作成に際しては、ネパールの法律事務所 Abhinawa Law Chambers 所属の Pramish Khanal 弁護士に協力を得ました。

エジプト 執筆者: 森下真生、山本峻暢

1. 新労働法の施行

2025年9月1日、エジプトでは同年5月3日に公布された新しい労働法(「**新労働法**」)が施行されました。また、新労働法176条以下に基づいて全国で38の専門労働裁判所が設置され、同年10月1日から運用されています。新労働法の主なポイントに関しては中東ニュースレター2025年8月12日号をご参照ください¹⁰。

新労働法の施行に伴い、司法制度・行政運用の整備も進んでいます。具体的には、エジプト司法省の2025年8月31日付決定により、第一審裁判所等に労働訴訟の無料支援オフィスが整備され、訴訟提起に必要な書式等に係る支援が各訴訟当事者に無償で提供される枠組みが設けられました。また、エジプト労働省は、2025年9月1日付通達を発出し、労働者による退職について管轄労働局での認証を要する手続を明確化するとともに、各労働局に退職登録簿を設ける運用が示されました。

その後も、エジプト労働省は、小規模事業者における外国人就労許可の簡素化、外国人就労許可、集団労働紛争の調停手続に係る決定など、新労働法を補完するルールを順次設けており、今後も下位規範の整備・運用動向を注視する必要があります。

2. 個人情報保護法施行規則

2025年11月1日、エジプトでは2020年に制定された個人情報保護法(「**個人情報保護法**」)に係る施行規則(「**施行規則**」)が制定されました。施行規則はその翌日に発効しています。個人情報保護法は、その成立以来、施行規則の未整備により実務運用が不明確で実効性を欠いていたところ、施行規則によって、事業者が個人データを収集、保管、処理するに際して課される詳細な義務(登録義務を含みます。)が明らかとなりました。

施行規則は全42条で構成されており、特に、個人データの越境移転に対しては、一定の条件の下で当局からの許可取得、データ主体からの事前の承認及び移転先法域における十分な保護水準が要求されるなど厳格な制約が設けられ、その他72時間以内の当局に対する漏洩(侵害)報告義務など国際水準に則った設計がなされています。また、違反時の制裁や遵守状況に係る監査等のリスクについても明確化が図られました。

施行規則の制定により、1年間の経過措置の後、個人情報保護法は実効性をもって執行可能となりました。かかる経過措置期間中において、事業者は個人データの取扱いが個人情報保護法及び施行規則を遵守しているかを確認し、必要な登録、手続及び文書化を進める必要があります。

3. 国外向けサービス提供に係る付加価値税の取扱いに関する指令

2025年11月27日、エジプトでは2016年に制定された付加価値税法及びその施行規則に基づく国外向けサービス提供に対する付加価値税(「**VAT**」)の取扱いを明確化する指令(「**本指令**」)が税務当局より発出されました。本指令は、エジプトから国外在住の受領者に提供されるサービス(主としてB2B取引)を対象としており、2024年11月17日に遡及して適用されます。

サービスがエジプトから国外在住の受領者に提供される場合、当該サービスは「国外向けサービス提供」に該当し、VAT税率はゼロとなり、仕入VATの控除・還付が可能となります。ただし、エジプト国内の不動産に関するサービス及びサービス提供者と受領者の双方がエジプトに物理的に同席することが求められるサービスには適用されません。例えば、国外事業者との契約に基づき提供される場合であっても、エジプト国内に所在する建物に対する警備・監視サービス(CCTV監視等)は、不動産に関するサービスとして国内取引に該当し、通常のVAT税率が適用されます。また、エジプト国内に所在する製品に対する修理・保守・部品取付等のサービスのように、特定の場所における実作業と当事者の物理的関与を要するサービスについても、国外向けサービス提供には該当せず、VAT課税対象となります。ゼロ税率の適用を受けるためには、かかる例外の検討に加えて書面契約、電子税務インボイス、支払証憑等の備置といった手続も必要となります。

¹⁰ https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletters/file/middle_east_250812_ja.pdf

サウジアラビア 執筆者: 森下真生、ザラ・アジズ

1. UBO 規則の改定

2025年11月26日、サウジアラビア王国(「KSA」)の商務省(「MoC」)は、実質的所有者に関する規則(「UBO 規則」)を改定しました。この改定は、UBO 規則が2025年4月に施行されてからわずか数か月後に行われたものです。UBO 規則の主な特徴は以下のとおりです。

(i) 適用範囲

UBO 規則は、金融市場に上場している株式会社を除く全ての会社に適用されます。

(ii) UBO の判定基準

自然人は以下の場合に UBO とみなされます。

- (a) 直接又は間接的に会社の資本の25%以上を所有している場合(「所有基準」)
- (b) 所有基準を満たさない場合、直接又は間接的に、会社資本の所有を除く何らかの手段によって会社に対して最終的な実効支配を行使している場合(「支配基準」)
- (c) 所有基準及び支配基準のいずれも満たさない場合、会社の経営者、取締役会のメンバー又は会長。

(iii) 会社の開示義務

会社は、設立時に UBO 情報を MoC に登録し、UBO 情報についての登録簿を維持し、UBO データの正確性を確保する措置を講じ、毎年 MoC を更新し、変更があった場合は15日以内に当局に通知する必要があります。設立済みの会社についても、商業登録の年次更新日までに UBO データを MoC に開示する義務があります。

(iv) UBO 登録簿

MoC は UBO 登録簿を設置し、会社が提出した UBO データ(氏名、国籍、パスポート情報、居住地、生年月日・出生地など)を UBO 登録簿に含めます。

(v) 罰則

UBO 規則に違反した会社は、最大 SAR50 万(約 USD13 万 3 千)の罰金、又は警告や違反防止のための必要な措置を取るよう指示されるなどの制裁を受ける可能性があります。

2. 外国人によるサウジアラビアでの不動産所有を認める法律

2026年1月21日施行の外国人不動産所有法により、外国人(サウジアラビア国籍を持たない自然人及び非サウジアラビア企業を含む)は、KSA で不動産を所有したり、その他の不動産権を取得することが可能となります。イスラム教徒の自然人も、聖都メッカ及びメディナでの不動産所有が認められます。主なポイントは以下のとおりです。

- (i) 今後施行される規則により、地理的範囲、許容される不動産権の種類、所有権の許容範囲及び権利の期間などの詳細が定められます。
- (ii) 不動産を所有する前に、外国人は KSA の管轄当局に登録する必要があります。
- (iii) 外国人による不動産所有は、不動産登録簿への登録によって有効となります。
- (iv) 外国人による不動産の処分には、取引価値の最大5%の手数料が課されます。
- (v) 当該法律又はその規則に違反した場合、警告や不動産価値の最大5%又は SAR1,000 万(約 USD266 万 6,427)の罰金が科される可能性があります。さらに、外国人が虚偽又は誤解を招く情報を故意に提出し、その結果不動産所有権又はその他の不動産権を取得した場合、罰金に加えて不動産権が売却されることもあります。

中国 執筆者: 盧月亭

1. 対外貿易法の改正

2025年12月27日、第14期全国人民代表大会常務委員会第19回会議において、「中華人民共和國対外貿易法」が大幅に改正され、2026年3月1日から施行されます。今回の改正の主な内容は、下記のとおりです。

- (i) **クロスボーダーサービス貿易に係る管理制度の明確化。** クロスボーダーサービス貿易(クロスボーダー引渡し、国外消費、又は自然人移動の形で行われる中国国外のサービス提供者による国際サービス貿易)について、ネガティブリストによる管理制度が導入され、商務部が公表した「クロスボーダーサービス貿易特別管理措置(ネガティブリスト)」(2024年版)及び「自由貿易試験区クロスボーダーサービス貿易特別管理措置(ネガティブリスト)」(2024年版)が法律レベルで制度化されました。
- (ii) **対外貿易の発展環境の最適化。** 対外貿易に関連する知的財産権の保護を強化し、事業者の知的財産権に関するコンプライアンス水準やリスク対応能力を向上させるとされています。また、産業チェーンやサプライチェーンの安定を図るために貿易調整援助制度が設けられました。
- (iii) **対外貿易のデジタル化への支持。** 対外貿易活動における情報技術の活用を推進及び強化し、電子船荷証券や電子インボイス等の利用を支持し、デジタル証明書や電子署名等の国際的な相互承認を促進し、貿易のデジタル化・利便性を高めていくとされています。
- (iv) **対抗措置の強化。** 1つ目は、中国の主権・安全・発展利益等に危害を及ぼす国外の個人・組織に対し、貿易禁止又は制限措置を講じることができ、かつ、これらの措置を回避する行為を支持・協力した場合には処罰されます。2つ目は、国家安全の維持等を理由に貿易禁止・制限その他必要な措置を講じることができます。3つ目は、条約や協定に定める紛争解決制度が正常に機能せず、中国の利益が喪失し、若しくは損なわれた場合、又は条約や協定の目的が達成できない場合、中国政府は状況に応じて相応の措置を講じることができます。
- (v) **法的責任の強化。** 関連する法的責任が整備され、違法行為に対する罰則が強化されています。

2. 商事調停条例の制定

2025年12月31日、「商事調停条例」(「本条例」)が、国務院により公布され、2026年5月1日より施行されます。本条例の目的は、商事調停活動の規範化、商事紛争の効果的な解決、当事者の適法な権益の保護、商事調停業界の発展促進及びビジネス環境の最適化です。本条例は全33条で構成され、主な内容は下記のとおりです。

- (i) **商事調停の適用範囲。** 商事調停は、当事者間の貿易、投資、金融、輸送、不動産、建設工事、知的財産等の分野における商事紛争に適用されます。一方、婚姻・家庭、相続、後見、労働・人事又は消費者権益に関する紛争及び法律により他の方法で解決すべき紛争には適用されません。
- (ii) **商事調停の業務管理体制。** 司法行政部門は、商事調停業務の指導・規範化を担当します。また、商事調停業界の自主規制機関は、法令及び定款に基づき業界の自主規制を行い、司法行政部門の指導・監督を受けます。
- (iii) **商事調停組織の設立及び管理運営要件。** 商事調停組織及び調停人の要件が定められ、商事調停組織は業務管理、利益相反審査、苦情処理等の内部管理制度を整備し、定款、調停員名簿、調停ルール、設立・変更・抹消等に関する情報を遅滞なく社会に公開することが求められます。
- (iv) **商事調停活動の基本原則。** 商事調停活動は、自由意思、適法、誠実、秘密保持の原則に従わなければならないとされています。商事調停人は、調停過程で中立性を保持し、誠実かつ勤勉に職務を遂行し、職業倫理及び行動規範を遵守し、秘密保持義務及び情報開示義務を履行しなければなりません。なお、商事調停合意書については、当事者が司法確認を申し立て、確認を受けた後に執行力を有します。
- (v) **商事調停業界発展のための措置。** 商事調停組織が国外に業務機関を設立し、商事調停活動を展開することが支持されています。また、商事調停組織や商事調停業界の自主規制機関が国際交流・協力を行い、国際商事調停ルールの策定に参加し、国際的な商事調停人材の育成を強化することが奨励されています。

台湾 執筆者: 黄彦倫、鄧雅心

1. 「政府調達法」改正草案の公表について

2025年11月11日、台湾の行政院は、2019年5月以来改正されていなかった台湾政府調達法の改正草案(「政府調達法改正草案」)を公表しました。当該改正草案については、公表日から60日間の意見公募期間が設けられました。政府調達法改正草案の目的は、政府調達における効率性の向上、調達参加者である事業者の権利保護、及び実務上の要請への対応にあります。以下、政府調達法改正草案の主要な規定の概要を整理します。

(i) 政府調達における事業者の参加資格失効制度の改善及び明確化

政府調達法改正草案は、政府調達における参加資格失効に関する枠組みを最適化することを目的として、複数の措置を講じています。具体的には、①参加資格失効の適用対象者の範囲を拡大し、実質的に政府調達に関与する事業者(例えば、下請業者)までを含めること(政府調達法改正草案 101条 1項)、②(参加者による)人種差別を参加資格失効事由の一つとして新たに追加すること(政府調達法改正草案 101条 1項)、③既に適切な監督管理体制を構築し、かつこれを実施しているにもかかわらず参加資格失効事由が発生した事業者について、免責の適用を認めること(政府調達法改正草案 101条 6項)です。

(ii) 調達参加者である事業者の権利保護

政府調達法改正草案はさらに、調達参加者である事業者の権利保護をより効率的に促進するため、次の措置を講じています。すなわち、①調達計画が一定金額を超える場合には、事業者による事前準備を可能とするため、調達者である政府機関に対し、規定の期限内に当該調達計画を公表することを義務付けること(政府調達法改正草案 11条の 2)、②事業者による対価受領の予見可能性を向上させ、実務上の円滑な実施を促進するとともに、長期間にわたる法的な不確実性を回避するため、政府機関が定める支払条件に一定の制限を設けること(政府調達法改正草案 73条の 1)、③事業者が異なる政府機関との間で締結される調達契約を理解する負担を軽減するため、政府機関に対し、主務機関である行政院公共工程委員会が公表する調達契約ひな形の使用を義務付けること(政府調達法改正草案 63条)です。

以上のとおり、政府調達法改正草案は、政府調達の効率性及び柔軟性の向上、実務上の要請への対応、最も有利な調達参加者を選定するための手続の整合及び簡素化、並びに政府調達の公平性及び手続の充実を目的とする改正であるといえます。

2. 「個人情報保護法」改正の公布について

2025年3月頃に行政院院会(閣議)で決定された台湾個人情報保護法の改正案(「個人情報保護法改正」)は、立法院(国会)において可決され、2025年11月11日付で総統により公布されました。

個人情報保護法改正は、その改正草案の内容に沿って、個人情報保護法上の単一かつ独立した主務機関と位置付けられる個人情報保護委員会(「PDPC」)を設立するとともに、個人情報に関する行政検査(個人情報保護法改正 22条)、公務機関及び非公務機関において事故が発生した際の通知義務(個人情報保護法改正 12条)、並びに個人情報の越境移転(個人情報保護法改正 21条)等について、主務機関としての権限及び機能を確立するものです。

PDPCは、個人情報管理委員会組織法の施行をもって、正式に設立されたものとされています。当該組織法は、2025年3月頃に既に行政院により決定され、立法院における審議のため提出されました。もっとも、PDPCが正式に設立されたとしても、非公務機関の数の多さ及び業態の多様性に鑑みると、その設立に伴い、直ちに個人情報に関する業務を全面的にPDPCへ移管することは必ずしも適切とは考えられていません。このため、行政院は、PDPCの正式設立後6年間を移行期間とし、特定の業種を指定した上で、当該業種に係る個人情報関連事項については、当該期間中、引き続き従前の中央主務機関が監督及び管理を行う制度を採用しています。そして、当該6年間の経過後、全ての監督・管理権限はPDPCに移転されるものとされています。これに対し、前記行政院が指定する業種以外の非公務機関及び公務機関に対する監督管理、行政検査及び処罰権限は、PDPCの設立と同時に、直ちにこれへ移転するものとされています(個人情報保護法改正 51条の 1)。なお、個人情報に関する決定又は行政処分が、PDPC又は中央主務機関のいずれによって行われたものであるかを問わず、PDPCは6年間の移行期間において、唯一の不服申立て及び審査権限を有する機関とされています(個人情報保護法改正 53条の 1)。

日本 執筆者: 加賀宏樹、岡田彩

「下請法」が「取適法」へ

2026年1月1日、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」(「**改正法**」)が施行されました。改正法では、発注者・受注者の対等な関係に基づき事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るべく、従前の「下請代金支払遅延等防止法」(「**下請法**」)は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(中小受託取引適正化法(「**取適法**」))に名称が変更され、内容も大きく改正されました。主なポイントは以下のとおりです。

(1) 法律の名称・用語の見直し

「下請」の用語が、発注者と受注者が対等な関係でないという語感を与えるとの指摘があったことなどから、法律の名称・用語が以下のとおり見直されました。

- 「下請代金支払遅延等防止法」→「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」
- 「親事業者」→「委託事業者」
- 「下請業者」→「中小受託事業者」

(2) 適用対象の拡大

① 適用基準への「従業員基準」の追加

下請法では、その適用となる事業者の基準は、親事業者と下請業者の資本金額が用いられてきました(「**資本金基準**」)。もっとも、資本金基準では必ずしも事業規模の実態を示しておらず、発注者の事業規模は大きいものの資本金基準に該当せず下請法の対象とならない例もみられました。そこで、改正法により、取適法では、適用基準として、資本金基準のほか、新たに従業員数の基準が設けられています(取適法2条8項、9項)。

② 対象取引への「特定運送委託」の追加

下請法では、発荷主から元請運送事業者への委託は、適用対象取引に該当するものではないと解されていました。しかし、立場の弱い物流事業者が荷役や荷待ちを無償で行うなどの荷主・物流事業者間の問題が顕在化していたことなどから、改正法により、取適法では、適用対象となる取引の新たな類型として「特定運送委託」が設けられ、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託も適用対象とされています(取適法2条5項、6項)。

(3) 禁止行為の追加

① 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

下請法においても、発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しい低い代金を不当に定める「買ったたき」は禁止されていましたが、コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁には課題があるとの指摘がされていました。そこで、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備のため、改正法により、取適法では、「市価」の認定が必要となる「買ったたき」とは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」が、委託事業者の禁止事項として新たに追加されました(取適法5条2項4号)。

② 手形払等の禁止

改正法により、中小受託事業者保護の観点から、取適法では、製造委託等代金の支払手段として、(i)手形を交付すること並びに(ii)金銭及び手形以外の支払手段であって当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することは、支払遅延として禁止されています(取適法5条1項2号)。

編集者

鈴木 多恵子(パートナー、東京事務所)
 中島 朋子(アソシエイト、東京事務所)
 長岡 隼平(アソシエイト、東京事務所)
 宮関 貴臣(アソシエイト、東京事務所)

Contacts



インドネシア

[ジェン・エリザベス・ドノウ](#)
 提携事務所パートナー, ジャカルタ
 Walalangi & Partners
Jdonauw@wplaws.com



インドネシア

[ハンス・アディプトラ・クルニア](#)
 ワン
 提携事務所パートナー, ジャカルタ
 Walalangi & Partners
Hadiputra@wplaws.com



インドネシア(和文監修者)

[吉本 祐介](#)
 インドネシアプラクティスパートナー, 東京
y.yoshimoto@nishimura.com



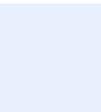
インドネシア(和文監修者)

[我妻 由香莉](#)
 アソシエイト, 東京
y.waqatsuma@nishimura.com



マレーシア

[ワンメイ・リョン](#)
 提携事務所パートナー, クアラルンプール, WM Leong & Co 代表
w.m.leong@nishimura.com



マレーシア

[ワンイー・リム](#)
 提携事務所カウンセラー, クアラルンプール, WM Leong & Co
wanyi.lim@wmlaw.com.my



マレーシア(和文監修者)

[眞榮城 大介](#)
 パートナー, クアラルンプール
d.maeshiro@nishimura.com



マレーシア(和文監修者)

[秋山 菜](#)
 アソシエイト, 東京
s.akiyama@nishimura.com



ミャンマー

[中島 朋子](#)
 アソシエイト, 東京
to.nakashima@nishimura.com



フィリピン

[ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ](#)
 パートナー, シンガポール
m.villarica@nishimura.com



フィリピン

[ステフィ・サリス](#)
 アソシエイト, シンガポール
s.sales@nishimura.com



フィリピン(和文監修者)

[佐藤 正孝](#)
 パートナー, シンガポール
m.sato@nishimura.com



シンガポール

[メリッサ・タン](#)
 アライアンス事務所ダイレクター, シンガポール, Bayfront Law
melissa.tan@bayfrontlaw.sg



シンガポール

[チン・スーシャン](#)
 アライアンス事務所アソシエイト, シンガポール, Bayfront Law
suxian.chin@bayfrontlaw.sg



シンガポール(和文監修者)

[吉本 智郎](#)
 パートナー, シンガポール
t.yoshimoto@nishimura.com



シンガポール(和文監修者)

[堀田 純平](#)
 アソシエイト, シンガポール
j.hotta@nishimura.com



シンガポール(和文監修者)

[村林 優里香](#)
 アソシエイト, シンガポール
y.murabayashi@nishimura.com



ベトナム

[ヴ・レ・パン](#)
 パートナー, ハノイ/ホーチミン
 ホーチミン事務所共同代表
v.l.bang@nishimura.com



ベトナム

[グエン・ティ・タン・フォン](#)
 パートナー, ハノイ/ホーチミン
n.t.t.huong@nishimura.com



ベトナム(和文監修者)

[池田 展子](#)
 パートナー, ハノイ/ホーチミン
n.ikedai@nishimura.com



ベトナム(和文監修者)

秋山 葵
アソシエイト, 東京
s.akiyama@nishimura.com



カンボジア

今泉 勇
ベトナムプラクティスパート
ナー, 東京/ハノイ/ホーチミン
i.imaizumi@nishimura.com



インド

鈴木 多恵子
インドプラクティスパートナー,
東京
t.suzuki@nishimura.com



バングラデシュ

鈴木 多恵子
インドプラクティスパートナー,
東京
t.suzuki@nishimura.com



バングラデシュ

アレックス・コーシー
アソシエイト,
東京
a.k.koshy@nishimura.com



パキスタン

鈴木 多恵子
インドプラクティスパートナー,
東京
t.suzuki@nishimura.com



ネパール

鈴木 多恵子
インドプラクティスパートナー,
東京
t.suzuki@nishimura.com



エジプト

森下 真生
パートナー, ドバイ
m.morishita@nishimura.com



エジプト

山本 峻暢
アソシエイト, ドバイ
tak.yamamoto@nishimura.com



サウジアラビア

森下 真生
パートナー, ドバイ
m.morishita@nishimura.com



サウジアラビア

ザラ・アジズ
アソシエイト, ドバイ
z.aziz@nishimura.com



サウジアラビア(和文監修者)

黒田 英
アソシエイト, ドバイ
s.kuroda@nishimura.com



中国(中国法監修)

張 翠萍
パートナー, 東京
c.zhang@nishimura.com



中国

盧 月亭
カウンセラー, 東京
y.lu@nishimura.com



中国(和文監修者)

志賀 正伸
カウンセラー, 東京
m.shiga@nishimura.com



台湾(台湾法監修)

張 勝傑
パートナー, 台北
西村朝日台湾法律事務所共同代表
s.chang@nishimura.com



台湾

黃 彦倫
アソシエイト, 東京
y.huang@nishimura.com



台湾

鄧 雅心
アソシエイト, 台北
y.deng@nishimura.com



日本

加賀 宏樹
パートナー, 東京
h.kaga@nishimura.com



日本

岡田 彩
カウンセラー, 東京
a.okada@nishimura.com

本リーガルアップデートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。